

埋蔵文化財行政の展開と伝承・住民・地域

DEVELOPMENT OF ADMINISTRATION FOR BURIED CULTURAL PROPERTIES,
AND FOLKLORE, RESIDENT, REGION

坂井 秀弥 (日本遺跡学会会長)

SAKAI HIDEYA (CHAIRMAN OF JAPANESE SOCIETY FOR CULTURAL HERITAGE)

埋蔵文化財行政 /ADMINISTRATION FOR BURIED CULTURAL PROPERTIES
遺跡伝承 /FOLKLORE OF SITES
地域住民 /LOCAL RESIDENT

このたびの「遺跡のなかの民俗学」に関する研究発表と討論を聞きながら、これまで埋蔵文化財や考古学に深くかかわってきたものとして、考えさせられたことが多かった。その一端は討論の最後で少し発言したが、若干の補足をしておきたい。

1. 発掘調査の広がりと地域との乖離

民俗学と考古学の関係について、角南聰一郎さんは、戦前から戦後まもなくは近かったが、発掘調査がさかんになるにつれて両者は疎遠になったと説いた。この問題の関心には、自身の地元が戦後まもなく住民を含む協働調査で知られる月の輪古墳であり、地域住民としての遺跡という視点があったようだ。三重県の伊藤文彦さんが報告された斎宮跡（史跡）は、1970年以降、発掘調査によって「発見」されたといわれてきたが、その存在は地域住民が廃絶後ずっと語り継いできたことを明らかにした。二つの報告からは、埋蔵文化財行政による発掘調査が一般化したことで、それまで地域や住民に伝承されてきた歴史が軽視されるようになつたといえる。そして、山川志典さんがとりあげた地域遺産制度は、かつての地域住民と歴史・伝承との関係を取り戻そうとする試みとして注目される。

記録保存調査の制度化 日本における遺跡・埋蔵文化財の発掘調査は、戦後、高度成長期に各種開発事業による遺跡破壊が問題となり、1960年代後半以降、記録保存を目的として行われるようになった。全国の地方自治体に考古学の専門職員が配置され、多くの成果が

あった。遺跡発掘重視の背景には、神話と結びついた戦前の歴史観や教育を反省して、土地に埋もれた遺跡は真の歴史を物語る大切な文化財だと認識があった。戦後直後に発掘された登呂遺跡や岩宿遺跡などが大きな影響を与えた。

発掘調査が一般化した要因としては、調査経費の負担を開発事業者に協力を求める「原因者負担」の仕組みが大きい。遺跡発掘と開発事業の調整システムは、1965年の文化財保護委員会（現文化庁）と日本住宅公団との覚書にはじまり、不十分ながら文化財保護法にも規定された。戦後のダム建設では原因者負担で水没地域の民俗調査が行われることはあったが、法令等に基づくものではない。豊後田染荘など1980年代から行われた荘園調査では、現状の地割・地名、水利などを広域水田遺跡として扱って大きな成果をあげた。これは国の補助金を含め文化財行政側の負担であった。民俗学や近現代考古学の調査は学術研究上必要であるが、記録保存調査における必要性の検討が必要である。まずは学術研究を積み重ねて、成果の認知が期待される。

発掘調査の威力 1980年に、新潟県に埋蔵文化財担当者として採用された私は、10年間ほど高速道路や国道バイパスの建設に伴う大規模な発掘調査にあたった。地下に埋もれた遺跡を重機も使い広くときには深く掘り進めると、縄文時代から古代・中世などのさまざまな遺跡が姿を現す。個人的には発掘成果から越後における律令社会の成立と変容を読みとることができた。発掘調査の絶大な威力を感じた。1971年、東北大学の伊東信雄氏は、東北地方の高速道路と新幹線に伴う調

査を2本のトレーナーと称して、その成果に大きな期待を寄せた。埋蔵文化財行政の展開は膨大な考古学の成果をもたらし、根拠が不明確にみえる土地の伝承などが忘れられる結果となった。

2. 伝承されてきた遺跡

遺跡を学術的に発掘することがなかった時代においても、人びとは「遺跡」を認知し語り継いできた。

貝塚と長者 奈良時代の『常陸國風土記』には、貝塚（史跡大串貝塚）の記事があり、遺跡に関する最古の記録として知られている。多量に堆積した貝殻から巨人を想像する伝説である。国指定史跡の貝塚は70件ほどあり、縄文時代の史跡のかなりを占める。貝塚の多くは集落といえるが、歴史的に「遺跡」と認識されてきたことを意味する。かつて関東地方の大規模な貝塚を訪れた際、その土地所有者が大切にしてきたから開発から守られているとの担当者の言葉を思い出す。

富豪や金持を意味する「長者」を冠する遺跡も同様である。焼米が出土する古代の郡家正倉（史跡長者ヶ平官衙遺跡、史跡長者屋敷官衙遺跡など）や、土器・石器等が多量に出土する縄文遺跡（史跡長者ヶ原遺跡）など事例は多い。長者の地名は地表に見える「異物」から歴史的に重要な場所と認識したことを示す。

史跡指定の制度は、1919年（大正8）の史蹟名勝天然紀念物保存法にはじまる。1921年の最初の指定物件48件は、地域を代表する遺跡であったであろう。17件は古墳、15件は寺院跡うち8件が国分寺である。墳丘や基壇・礎石などにより発掘することなく遺跡の性格や価値を判別できるものが多い。戦後発掘調査が一般化するまでは、同じような状況であった。

地域の伝承と住民 私が史跡指定を担当した福島県会津地方の史跡陣ヶ峰城跡、史跡会津新宮城跡は、地域の伝承によって遺跡が守られた経緯があった。それぞれ堀と土塁を伴う中世の初期、前半期の城館跡である。かつて地域の集会所、道路の建設計画がもちあがった際、地元から大事な遺跡があるからと強く反対され、大きく計画変更されたという。地表面で遺跡とわかる明確な遺構や痕跡があれば、過去の歴史を伝える大切

なものと理解され、守り伝えられるのである。

3. 地域・住民にとっての文化財

史跡整備と地域 発掘調査の急増で行政内のシステム化が進むと、地域・住民とともにあった遺跡は行政が取り扱うものとなり、いわば「囲い込まれる」状況となった。保存のために史跡指定された遺跡は公有化され整備される。それもある意味同じ側面があった。

1989年から始まった「ふるさと歴史の広場」事業は、大規模な建物の立体復元などを行い、視覚的にわかりやすいものとなった。しかし、当初は遺構復元などのハード事業重視で、活用などのソフト事業は全般的に低調であった。近年は体験学習などのイベントに地域住民や子どもたちが参加したり、ボランティアとして主体的にかかわったりしている。地下に埋蔵されてきた遺跡は、現代の人びととのつながりが希薄である。文化財の本質とは過去の人びとの営みを伝えることになり、人と文化財をつなぐ多様な活用を、工夫することが求められている。

文化財の広がりと地域遺産制度 2000年以降、文化財の概念は広がってきている。国の政策としては、文化的景観の新設、未指定文化財を含めた歴史文化基本構想の提唱、その延長にある文化財保存活用地域計画、観光を重視した日本遺産の新設などがある。文化財と地域振興を結びつけた動きでもあり、地域や住民の協力や参画を意図しているところもある。

その一方で、従前の文化財の枠を越えて、市民・住民の視点での地域の遺産を顕彰し活用しようとするいわゆる「地域遺産制度」が各地で立ち上げられている。その先駆的なものが遠野遺産、太宰府市民遺産などである。文化財は学術的価値など客観的な基準により選択される。地域遺産はそれぞれ対象や仕組みはさまざまであるが、地域住民にとって親しみや愛着があり、将来に伝えたいといった学術面とは異なる特性がある。

発掘調査が一般化してから半世紀。地域・住民から離れた遺跡を、再びつなげる流れが生まれてきた。これまでの発掘成果も生かした新たな展開を期待したい。